二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十七条の四の二第五項を削り、同条第六項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五十七条の五第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を削り、「第一項に」を「同項に」に改め、「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項及び次項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該事業年度終了の日において同条第一項の異常危険準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の異常危険準備金の金額（以下この項において「連結異常危険準備金の金額」という。）がある場合には当該連結異常危険準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日」を「その日」に、「（同条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に、「（同条第六項、第七項又は第九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」を削り、同条第七項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「（当該法人の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」、「（以下この項において「被合併法人等」という。）」及び「（当該被合併法人等の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」を削り、同条第八項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を削り、同条第九項中「又は第六十八条の五十五第一項」を削り、「次に掲げる場合に該当することとなつた」を「青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた」に、「該当することとなつた後」を「承認を受けた後」に、「で第一項」を「で同項」に、「第一号の」を「その」に、「若しくは同号の」を「次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）又はその」に改め、「又は第二号の承認の取消しの日を含む事業年度開始の日」を削り、同項各号を次のように改める。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十七条の五第十項中「（同項の規定の適用を受けた事業年度前に当該法人が第六十八条の五十五第九項の規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けた最初の連結事業年度終了の日後当該最初の事業年度開始の日の前日までの間に同条第六項から第九項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「前項第一号」を「同項」に、「若しくは同号」を「又は同項」に改め、「又は同項第二号の承認の取消しの日」を削り、同条第十一項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第十四項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十五項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十二項前段中「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

第五十七条の五第十五項中「第五十五条第十四項、第十五項前段、第十六項及び第十七項前段」を「第五十五条第十三項、第十四項前段、第十五項及び第十六項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十六項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十四項中」を「同条第十三項中」に、「同条第十五項前段」を「同条第十四項前段」に、「又は第七項」と、「同条第十六項」を「及び第七項」と、同条第十五項」に改め、「「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十五第十六項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、」を削り、「同条第十七項前段」に、「又は第七項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十五第十六項において準用する第六十八条の四十三第十二項」を「及び第七項」に改め、同条第十六項中「第五十五条第十八項、第十九項前段、第二十項及び第二十一項前段」を「第五十五条第十七項、第十八項前段、第十九項及び第二十項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十八項中」を「同条第十七項中」に、「同条第十九項前段」を「同条第十八項前段」に、「又は第七項」と、「及び第七項」と、同条第十九項」に改め、「「第六十八条の四十三第十五項」と、」を削り、「同条第二十一項前段」を「同条第二十項前段」に、「又は第七項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」を「及び第七項」に改める。

第五十七条の六第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額（以下この項において「連結異常危険準備金の金額」という。）がある場合には当該連結異常危険準備金の金額を含むものとし、」、「（同条第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」及び「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。次項において「前事業年度等」という。）」を削り、「（第六十八条の五十六第四項の規定又は同条第六項において準用する第六十八条の五十五第九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」を削り、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「（当該法人の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」、「（以下この項において「被合併法人等」という。）」及び「（当該被合併法人等の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」を削り、同条第五項中「（第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」を削り、同条第六項中「又は第六十八条の五十六第一項」を削り、「若しくは」を「又は」に、「し、又は法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された後」を「した後再び」に、「で第一項」を「で同項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十項中「第六項から前項まで」とあるのは、「次条第三項から第五項まで及び前項」と読み替えるものとする。